

八戸市中小企業振興条例に基づく助成制度

八戸市では、中小企業の自主的な努力を助長し、企業の経営の革新を促進するため、条例に基づく助成制度を実施しています。

助成の種類	対象事業	助成内容
高度化事業に対する助成	青森県から高度化資金の貸付けを行なう事業 集団化事業、集積区域整備事業、共同施設設置事業等	青森県から貸付けを受けた高度化資金の5/100 【助成限度額】 1億5,000万円 (5か年以内で分割助成)
共同施設設置事業に対する助成	生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査等のために共同で利用する施設を新設、増設、更新、改修する事業で、青森県から高度化資金の貸付を受けないで行なう事業 (総事業費1,000万円以上)	施設の新設、増設、更新、改修に要した経費の20/100 【対象経費の限度額】 1億5,000万円 (助成限度額3,000万円)
指定地域内への工場等の設置に対する助成	指定地域内(桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地)において、市の施策に応じて市長が定める期間内に工場、作業場等を新設、移設または増設する事業	土地、建物、固定された設備(構築物、機械及び装置)に対して課税された固定資産税額の50/100を3か年にわたり助成 【助成限度額】 単年度につき300万円
新事業活動に対する助成	中小企業者が行なう新たな事業活動で、市の事業認定を受けた事業	新事業活動に要する経費のうち、市長が認める額の50/100 【助成限度額】 青森県から経営革新計画の承認を受けた事業は300万円、その他の事業は200万円
技能者養成に対する助成	職業訓練事業	運営費の一部として、一認定職業訓練施設当たり、年間30万円に訓練生1人当たり3,000円を乗じて得た額を合算した額 【助成限度額】 一施設あたり70万円

■技能者養成に対する助成

八戸市産業労政課 ☎ 0178-43-9038 ☎ 0178-43-2256

■上記以外

八戸市商工課 ☎ 0178-43-9242 ☎ 0178-43-2256

お問合せ